

令和元年奈良県広域消防組合議会第2回定例会会議録

令和元年11月25日（月曜日）午後3時09分 開会

議 事 日 程

令和元年11月25日（月曜日）午後3時09分 開議

- | | | |
|-------|------------|--|
| 日程第 1 | 会期の決定 | |
| 日程第 2 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 3 | 議長諸報告 | |
| 日程第 4 | 管理者行政報告 | |
| 日程第 5 | 一般質問 | |
| 日程第 6 | 認第 1 号 | 平成30年度奈良県広域消防組合一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 7 | 認第 2 号 | 平成30年度奈良県広域消防組合山辺消防事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 8 | 認第 3 号 | 平成30年度奈良県広域消防組合桜井消防事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 9 | 認第 4 号 | 平成30年度奈良県広域消防組合五條消防事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第10 | 認第 5 号 | 平成30年度奈良県広域消防組合大和郡山消防事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第11 | 認第 6 号 | 平成30年度奈良県広域消防組合西和消防事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第12 | 認第 7 号 | 平成30年度奈良県広域消防組合宇陀消防事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第13 | 認第 8 号 | 平成30年度奈良県広域消防組合葛城消防事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第14 | 認第 9 号 | 平成30年度奈良県広域消防組合吉野消防事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第15 | 認第10号 | 平成30年度奈良県広域消防組合中和消防事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第16 | 認第11号 | 平成30年度奈良県広域消防組合中吉野消防事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第17 | 認第12号 | 平成30年度奈良県広域消防組合香芝・広陵消防事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第18 | 認第13号 | 平成30年度奈良県広域消防組合野迫川消防事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第19 | 議第36号 | 令和元年度奈良県広域消防組合中吉野消防事業特別会計補正予 |

算（第1号）について

日程第20 議第37号 財産の取得について（天理消防署 高規格救急自動車、桜井消防署 高規格救急自動車、宇陀消防署 高規格救急自動車、樫原消防署 高規格救急自動車、樫原消防署 高規格救急自動車、大淀消防署 高規格救急自動車）

日程第21 諮第1号 退職手当支給制限処分に対する審査請求の裁決について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24名）

1番 大橋基之君	2番 下川俊文君
3番 安井知子君	4番 村上清司君
5番 藤井孝博君	6番 窪佳秀君
7番 西田邦夫君	8番 吉川幸喜君
9番 山田仁樹君	11番 服部公英君
12番 清原和人君	13番 多田與四朗君
14番 盛岡英成君	15番 藤井本浩君
16番 山室潔君	17番 松谷忠則君
18番 萬津力則君	19番 榎尾幸雄君
20番 東川裕君	21番 中島孝一君
22番 山本勲君	23番 小屋敏巳君
24番 福岡憲宏君	25番 吉田信弘君

欠席議員（1名）

10番 中西和夫君

地方自治法第121条の規定により出席した者

副管理者 北岡篤君	代表監査委員 梅崎浩充君
運営協議会委員 並河健君	運営協議会委員 太田好紀君
運営協議会委員 平井康之君	運営協議会委員 高見省次君
運営協議会委員 阿古和彦君	運営協議会委員 森川裕一君
運営協議会委員 岡下守正君	運営協議会委員 吉田弘明君
消防長 高島工君	副消防長 大場教子君
総括監 岡田伸一郎君	人事部長 和田利和君
警防部長 松岡成憲君	予防部長 一ノ穂和由君
救急部長 宮田直樹君	通信指令センター長 山口勝啓君
会計管理者 山下進二君	総務部次長 倉本康成君

会議に従事した事務局職員

午後 3 時 0 9 分 開会

○議長（服部公英君） ただいまより、令和元年奈良県広域消防組合議会第 2 回定例会を開催いたします。

なお、斑鳩町の中西和夫議員から欠席の届けが出ております。

議員定数 2 5 名中、本日の出席議員は 2 4 名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、本日の会議を開きます。

管理者開会挨拶

○議長（服部公英君） 日程に先立ちまして、北岡副管理者からご挨拶の申し出がございますので、これを許可いたします。

北岡副管理者。

○副管理者（北岡 篤君） 開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

先ほどの全員協議会に引き続きまして、本日ここに令和元年奈良県広域消防組合議会第 2 回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、本会議では、決算認定案 1 3 件、補正予算案 1 件、財産取得 1 件、諮問案 1 件の議案を上程させていただき予定となっております。何とぞよろしくご審議賜りますことをお願い申し上げまして、開会のご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英君） ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事進行につきましては、奈良県広域消防組合議会会議規則に基づいて進行したいと思っております。

日程第 1 会期の決定

○議長（服部公英君） 日程第 1、会期の決定について、お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（服部公英君） ご異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（服部公英君） 日程第 2、奈良県広域消防組合議会会議規則第 6 7 条の規定により、会議録署名議員を指名いたします。

1 4 番、盛岡英成議員、2 0 番、東川裕議員を指名いたします。

日程第 3 議長諸報告

○議長（服部公英君） 日程第3、議長諸報告については、平成30年度3月分から出納閉鎖までの5月分まで、令和元年度4月分から9月分までの例月出納検査の結果について、監査委員より提出があり、それぞれその写しを配付しておりますので、ご清覧おき願います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 管理者行政報告

○議長（服部公英君） 日程第4、管理者行政報告を受けることにいたします。

北岡副管理者。

○副管理者（北岡 篤君） 行政報告につきましては、令和元年6月から令和元年9月末までの主要な事業につきまして、お手元に配付しております行政報告をご清覧いただきませうようお願い申し上げます。

○議長（服部公英君） 以上をもって、行政報告を終わります。

日程第5 一般質問

○議長（服部公英君） 続きまして、日程第5、一般質問を行います。

質問通告が来ておりますので、お手元に配付しております一般質問通告一覧表に従って発言を許します。

なお、1回目の質問は答弁席で行いますが、2回目以降は自席におきまして、そこからの発言をお願いしたいと思います。

それでは、発言を許します。

6番、窪議員。

○6番（窪 佳秀君） 議長より発言の許可をいただきましたので、6番、五條区分、窪佳秀の一般質問を通告のとおりいたします。

私は、奈良県広域消防組合発足1年前に定年退職いたしました元消防職員であります。当時は、広域消防発足に向け、各種各分野において色んなことを協議を重ねておりました。協議中は、広域消防組合が軌道に乗るまで大変である、そういう形の中で感じておったところがございます。しかし、職員、関係者の努力により、6年目を迎え、ほぼ順調に推移していることを聞き、安心をしているところであります。

それでは、一般質問を行います。

1、外国人に対する救急現場での対策についてでございます。

近年、訪日外国人観光客や外国人労働者の増加に伴い、まちを歩いていたり、そして食事をとっていると、外国人の姿、言葉のやりとりが多く感じられるように思われます。五條市内においても、就労目的とは思いますが、市への住民登録者数が令和元年9月現在で322人、19ヶ国の方が住民登録をされております。2、3年前と比較すると著しく増加しています。住民登録をしていない留学生、派遣会社からの臨時の人を含めると、かなりの方がおられると思います。

五條市内でこれだけの方がいるということは、奈良県広域消防組合管轄区域にはかなりの方がいると思います。当然として広域消防組合では外国人に対する救急活動現場におけるの取り組みを行っていると思いますが、取り組みの現状と、そして外国人対象の救急現

場への出動件数についてお聞かせください。

また、外国人が救急車を呼んだらいいのか、病院へ行ったらいいのかなどの問い合わせに対する対応はどうなっているのか、併せてお聞かせください。

○議長（服部公英君） 山口通信指令センター長。

○通信指令センター長（山口勝啓君） 通信指令センター長の山口でございます。6番、窪議員の質問に対してお答えさせていただきます。

私からは、外国人に対する救急活動現場の取り組みの現状のうち、119番受報時の取り組みと救急車を呼んだ方がいいのか迷った場合の問い合わせについてお答えさせていただきます。

まず、119番受報時の取り組みにつきましては、現在、日本語を話すことのできない外国人の方から119番通報を受けた場合は、通訳コールセンターを介した3者間同時通訳システムを利用し対応しております。参考までに、平成30年度の利用は5件となっております。

次に、外国人の方が救急車を呼んだ方がいいのか、病院に行った方がいいのか迷った場合の問い合わせにつきましては、日本語を話すことができる場合は、県が24時間体制で救急医療に関する相談窓口として開設している奈良県救急安心センター（#7119）で対応し、日本語が話せない場合は、先に述べましたように、3者間同時通訳システムを活用し対応しているのが現状であります。

以上、答弁とさせていただきます。その他、救急現場でのご質問につきましては、救急部長がお答えします。

以上です。

○議長（服部公英君） 宮田救急部長。

○救急部長（宮田直樹君） 救急部長の宮田です。私からは、救急現場の取り組みと外国人の救急出動人数についてお答えいたします。

まず、救急現場においては、救急隊が病院検索に使用するタブレット端末に総務省消防庁の消防研究センターが救急隊用に開発しました翻訳アプリを導入し対応しております。平成30年6月導入で、12月までの7ヶ月間の使用は10件となっております。

また他に、わかりやすいイラストを指で指しながら意思を伝えることのできるコミュニケーションボード等も活用するなどして円滑な対応に努めております。

引き続き、外国人対象の救急出動件数についてお答えいたします。

外国人の救急搬送人数につきましては、救急活動報告書に国籍の記入や報告が求められていないことから、正確な数値は把握できませんが、平成30年中の統計をもとに、名前から外国人と思われる方を抽出した結果、約100人と推計されます。

以上となります。

○議長（服部公英君） 窪議員。

○6番（窪 佳秀君） 今答弁をいただいたわけでございますけども、平成30年度のきっちりした数字ではないということですけども、一応100人というような方々の救急現場の方に行かれたということを聞きました。

そしてまた、答弁にもあったとおり、通信指令センターでは119番通報時にはコールセンターを介して、そして3者同時通訳システムで対応していると、そういうような答弁

であったかと思えますけれども、僕が聞いておるところには、この対応言語というのが5ヶ国語しか対応できないということを聞いております。それ以外の言語の対応というのは、これからどうしていくのかというような問題がございます。

そしてまた、救急現場での対応はタブレット端末による通訳アプリを導入していると、そのような答弁であったかと思うんですけれども、これにつきましても、間違っておるかわかりませんけれども、対応言語は14ヶ国語しか対応できないと、そのようなことを聞いておるわけでございます。

先ほども話させていただきましたけれども、五條市内だけでも19ヶ国というような方々が働いております。そしてまた、今後、本当にどんどんどんどん増えてくるだろうなという形の中において、確かに対応、これは外国人、平成31年3月28日付の消防庁からの通知文、「外国人・障害者に円滑に対応するための取組について」と、こういう形の文書が各都道府県に通知され、そのおかげで幾らか取り組んでいただいておりますところがあるかと思うんですけれども、先ほども言いましたとおり、まだまだ不十分なところがあるかなと思っております。

そしてまた、これ、今、救急現場だけの質問をさせてもろうてますけれども、火災現場、そして救助現場、色んな多種多様の現場においても、今後こういう外国人に対する対応というものが出てくるかと思えます。そういうことの中において、まだまだこれから取り組んでいっていただきたいなと思えます。

そしてまた、外国人が就労している事業所、こちらの方に訪ねてまいりました。そうすると、けがや病気をしたときに一番不安であるとのことでありました。1つは、外国人が救急車を呼べるのか不安であるとも話されておりました。

消防白書を見てみますと、総務省消防庁では外国人向け救急利用ガイドが作成されていますが、広域消防組合での現状の取り組みについてお聞かせください。

○議長（服部公英君） 宮田救急部長。

○救急部長（宮田直樹君） 議員ご質問の外国人向け救急利用ガイドの現状についてお答えいたします。

訪日外国人のための救急車利用ガイド、これには119番通報の際に、救急であること、また、具体的な症状や年齢、連絡先を伝えること、これに加えて重大な病気である可能性がある症状や、また119番すべき状態を具体的に記載する他に、熱中症に関する注意喚起等が言語ごとに記載されており、必要な啓発を行っております。この内容につきましては、当組合のホームページからご覧いただけます。

以上となります。

○議長（服部公英君） 窪議員。

○6番（窪 佳秀君） 今、ホームページに救急車利用ガイドが掲載されておるということでございますけれども、この在日外国人のための救急車利用ガイドには、先ほども答弁にありましたけれども、1つは救急車の利用方法、これがあるわけでございます。そして、もう1つは119番通報時に通信指令員に伝えるべきこと、そしてまた、119番通報すべき重大な病気やけが、こういうこともその中に掲載しておる。さらに、熱中症や応急手当のポイント、これについてもこのガイドには掲載されていなければならない。そしてまた、救急車を利用する際のポイント、こういうのを全て踏まえた中で救急車の利用ガイドとい

うのを作成していかななくてはならないということになっておると思うんです。

僕もちょっと来るまでにホームページというのを開く時間がなかったわけですが、こういう大切なことは、本当にホームページだけの掲載ではなくて、やはり事業所や住民、そしてまた観光客、こういうへの積極的な啓蒙・啓発が一番重要であろうかと思います。

その中において、五條市では住民登録時に外国人就労者に必要な在留期間の更新の案内、こういうのが案内文書と案内というのが要るわけでありまして、これが五條市では職員の努力によりまして、日本語と英語とそういうものを作成されておりまして、在留期間の更新の際にはかなりそれが役に立っておるという形の中で感謝をいただいております。

そして、また1つ、これは救急とは関係ないですけども、ごみの分別、これも各市においてばらばらでございます。そういうようなごみの分別方法のパンフレット、そういうものも住民登録されたときに配付しておるというのが現状でございます。

そういう形の中において、例えばこの啓蒙・啓発の仕方ですけども、こういうのも、ただホームページだけじゃなしに色んな形の中で啓蒙・啓発をしていただきたいなというのと、そして、一番やられるのが、消防の場合は色んな訓練があると思います。そういうような事業所でそういう方がおれば、そういうような訓練時のときにもそういうような啓蒙・啓発、こういうものも可能であるかと違うかなと思っております。

そういう形の中において、2020年東京オリンピックがございまして。そしてまた、パラリンピック、そしてまた2025年には、皆さんご存じのとおり、大阪そして関西での万国博覧会、これの開催、そして、もう皆さんご存じですけども、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、今後、特定技能外国人の就労が可能になりまして、そういう特定技能外国人になりますと、最大5年間の就労が認められるというような形になってきております。その中において、今後、観光客も踏まえて、色んな国の行事もあることも踏まえて、益々、外国人の就労者及び観光客が増加してくると思います。

ちなみに、平成30年6月末現在での観光客を除く就労者は、全国で263万7,251人でございます。そして、今申し上げました特定技能外国人の受け入れ、この見込みは34万5,150人とされておりまして。合わせて約300万人の方々が今後就労者として日本で就労することになると見込んでおることが発表されております。だから、今からほんとに先進地の消防機関との情報交換を含めまして取り組みをさらに進めていただきたいと思いますと思いますが、考えをお聞かせ願いたい。

○議長（服部公英君） 宮田救急部長。

○救急部長（宮田直樹君） 議員ご指摘のとおり、2025年には大阪万博も開催されることから、必要に応じまして近隣消防機関、また県、市町村の状況を確認しながら取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（服部公英君） 窪議員。

○6番（窪 佳秀君） 相手が外国人というような中で、少しのトラブル、そして事故、そういうのがあったときには、ほんとに今の状況ですと国際問題にも発展しかねないということが考えられますので、今のうちから色んな形の中でその対応をひとつよろしくお

願ひ申し上げます。

それでは、2番、組合職員の福利厚生について伺います。

まず、職員に対する現在の福利厚生についてお聞かせください。

○議長（服部公英君） 和田人事部長。

○人事部長（和田利和君） 人事部長の和田でございます。6番、窪議員のご質問にお答えさせていただきます。

現在、当消防組合といたしましては、定期健康診断の実施やメンタルヘルス等を実施しております。また、その他の厚生事業につきましては、奈良県市町村共済組合で行われている特定健診や保健指導などの保健事業、それから、保養施設の利用及び助成などの元気回復事業などを利用できるようになってございます。

以上でございます。

○議長（服部公英君） 窪議員。

○6番（窪 佳秀君） 今言っていただきました福利厚生については、ある程度理解できるところでございます。

消防組合を6年間で軌道に乗せるための努力、これは認めるところでございますが、職員間のコミュニケーション、これが広域消防組合発足によりまして少し不足して、各署所におきましてモチベーションが職員間で低下していると感じております。

全体で1,200人ちょい、消防組合でおるかと思うんですけども、消防機関では色々な形の中で、今はもちろん働き方改革のこともございますし、色々な形の中で福利厚生に取り組んでいるところもございます。

消防機関は、階級制度、そしてチームワーク、この中で災害現場に立ち向かう、そういう職種であると考えます。そのためにはあうんの呼吸、これが本当に普段から呼吸を合わせていくというのがコミュニケーションからであると僕は思います。

職員から色々なコミュニケーションをとるための意見を聞きながら、何から取り組んだらいいのか、そういう形の中のことを聞いていただき、そしてまた、僕といたしましては、職員が1,200人からおりますと色々な趣味があると思うんですけども、そういう趣味の中から趣味を通じたサークル活動、こういうところから取り組み始めて、そして、それでコミュニケーションをとるようになり、そしてまた、それがモチベーションというような形に上がっていただければ一番いいかなと思っております。

職員に聞いておりますと、過去に比べてほんとにそういうところがコミュニケーションが不足しておるということを聞いておりますんやけども、今後どのような形で取り組んでいかれるか、お伺いいたします。

○議長（服部公英君） 和田人事部長。

○人事部長（和田利和君） ただいまの窪議員の質問にお答えさせていただきます。

職員間のコミュニケーションにつきましては、平成27年度から開始しております人事交流により、既に約4割の職員が区分外の署所で勤務し、今まで顔を合わすことのなかった職員と勤務することで広く交流を持つことが可能となっております。

また、各担当業務に関する研修や救急ワークステーションでの勤務を通じ職員間で共通の認識を持つ機会も以前より増し、職員同士での顔の見える関係の構築は進んでいると認識しております。

議員ご質問の職員から意見を聞き、趣味を通じたサークル活動の取り組みに関しましては、職員間のコミュニケーションを図る上で有用であると考えておりますが、サークル活動等が業務の範疇とは言えず、本件につきましては、職員互助会によって協議するものと考えております。

以上でございます。

○議長（服部公英君） 窪議員。

○6番（窪 佳秀君） ありがとうございます。難しい状況かなということを感じております。もちろん、交流によってコミュニケーションというのは図れることがございますけども、やっぱりモチベーションを上げるためには交流だけではかなり厳しいところがあるかなと思います。

コミュニケーションを本当に深めるためには、私はそういうような趣味を通じたサークル活動の活性化は重要と考えております。また、職員からもそのような声があるのではと考えております。答弁にもあった互助会が別の団体というような形の中で理解はいたしましたけども、組合としても福利厚生についてはしっかり目を向けていただきたいと思います。

先日、大阪市の方でも消防職員の色んな形の中の事案がマスコミにも取り上げられ、放映されておりましたけども、そういうのも普段からのコミュニケーション、そういうものの1つのあれが現れてきておると違うかなと思います。

先ほども申し上げましたとおり、他の消防本部の状況を調査していただきまして、そして具体的な福利厚生のあり方について検討するなど、積極的な対応を求めているよう、この場で要望させていただきまして、私の一般質問を終わります。

○議長（服部公英君） 以上で6番、窪佳秀議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

これより議案の審議に入ります。

日程第6 認第1号 平成30年度奈良県広域消防組合一般会計歳入歳出決算認定から日程第18 認第13号 平成30年度奈良県広域消防組合野迫川消防事業特別会計歳入歳出決算認定までの13認定案について

○議長（服部公英君） 日程第6、認第1号、平成30年度奈良県広域消防組合一般会計歳入歳出決算認定から、日程第18、認第13号、平成30年度奈良県広域消防組合野迫川消防事業特別会計歳入歳出決算認定までの13認定案については、決算認定の件であるので、一括説明を求めます。

北岡副管理者。

○副管理者（北岡 篤君） 決算認定の説明に当たりましては、奈良県広域消防組合という文言につきましては省略させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

本認定案は、平成30年度一般会計、各特別会計の決算について説明申し上げ、認定をお願いしようとするものでございます。その内容は、お手元に提出しております一般会計、特別会計、歳入歳出決算書及び決算に関する説明書並びに別冊の主要な施策の成果報告書等に詳細に記載しております。

なお、監査委員の決算審査意見書を付しておりますので、ご清覧賜りますよう、お願い

いたします。

それでは、決算の概要につきまして、順次説明いたします。

まず、認第1号、一般会計について説明いたします。別冊の決算に関する説明書、その17ページをご覧ください。

歳入総額19億8,162万2,000円、歳出総額19億6,671万8,000円、差引額1,490万4,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源が(2)繰越明許費繰越額の1,490万4,000円、実質収支額はゼロ円となっております。

次に、認第2号、山辺消防事業特別会計ですが、28ページをご覧ください。

歳入総額17億5,241万4,000円、歳出総額17億1,590万8,000円、差引額3,650万6,000円で、実質収支額も同額となっており、基金に1,825万3,000円を繰り入れしております。

次に、認第3号、桜井消防事業特別会計ですが、37ページをご覧ください。

歳入総額8億2,369万7,000円、歳出総額8億1,048万6,000円、差引額1,321万1,000円で、実質収支額も同額となっており、基金に660万6,000円を繰り入れしております。

次に、認第4号、五條消防事業特別会計ですが、46ページをご覧ください。

歳入総額9億4,113万3,000円、歳出総額9億875万8,000円、差引額3,237万5,000円で、実質収支額も同額となっており、基金に1,618万8,000円を繰り入れしております。

次に、認第5号、大和郡山消防事業特別会計ですが、55ページをご覧ください。

歳入総額8億2,709万8,000円、歳出総額8億759万8,000円、差引額1,950万円で、実質収支額も同額となっており、基金に975万円を繰り入れしております。

次に、認第6号、西和消防事業特別会計ですが、66ページをご覧ください。

歳入総額16億5,728万9,000円、歳出総額16億986万8,000円、差引額4,742万1,000円で、実質収支額も同額となっており、基金に2,371万1,000円を繰り入れしております。

次に、認第7号、宇陀消防事業特別会計ですが、75ページをご覧ください。

歳入総額11億9,584万7,000円、歳出総額11億7,180万9,000円、差引額2,403万8,000円で、実質収支額も同額となっており、基金に1,202万円を繰り入れしております。

次に、認第8号、葛城消防事業特別会計ですが、84ページをご覧ください。

歳入総額5億2,851万6,000円、歳出総額5億1,281万7,000円、差引額1,569万9,000円で、実質収支額も同額となっており、基金に785万円を繰り入れしております。

次に、認第9号、吉野消防事業特別会計ですが、93ページをご覧ください。

歳入総額6億9,620万1,000円、歳出総額6億7,691万9,000円、差引額1,928万2,000円で、実質収支額も同額となっており、基金に964万2,000円を繰り入れしております。

次に、認第10号、中和消防事業特別会計ですが、104ページをご覧ください。

歳入総額27億4,916万円、歳出総額26億8,602万円、差引額6,314万円で、翌年度へ繰り越すべき財源が、(2)繰越明許費繰越額の105万円、実質収支額は6,209万円となっており、基金に3,104万5,000円を繰り入れしております。

次に、認第11号、中吉野消防事業特別会計ですが、115ページをご覧ください。

歳入総額9億6,219万8,000円、歳出総額9億4,558万6,000円、差引額1,661万2,000円で、実質収支額も同額となっており、基金に830万6,000円を繰り入れしております。

次に、認第12号、香芝・広陵消防事業特別会計ですが、126ページをご覧ください。

歳入総額13億5,998万1,000円、歳出総額13億3,096万円、差引額2,902万1,000円で、実質収支額も同額となっており、基金に1,451万1,000円を繰り入れしております。

次に、認第13号、野迫川消防事業特別会計ですが、133ページをご覧ください。

歳入総額7,764万2,000円、歳出総額7,293万1,000円、差引額471万1,000円で、実質収支額も同額となっており、基金に235万6,000円を繰り入れしております。

以上で、平成30年度一般会計及び各特別会計の決算説明を終わります。よろしくご審議の上、認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（服部公英君） ただいまの説明について、質疑ございませんか。

24番、福岡議員。

○24番（福岡憲宏君） 今の説明書で123ページの18、備品購入費に関しての不用額の320万円余りについての内容というのはどういうことか教えてください。

○議長（服部公英君） 大場副消防長。

○副消防長（大場教子君） 副消防長、大場でございます。福岡議員のご質問にお答えいたします。

決算に関する説明書123ページの項目18、備品購入費にございます不用額につきましては、救助工作車購入に係ります入札落ちの金額でございまして、不用額ということで算定させていただいております。

以上です。

○議長（服部公英君） 福岡議員。

○24番（福岡憲宏君） そのことについてはわかりました。

他のところと比べていると、この香芝・広陵のところだけ、同じこの備品購入費に関して一般備品というのが決算では上がってきてないんですけども、他のところはほぼほぼ、全てといって一般備品というのが上がっているんですが、香芝・広陵に関しては上がっていないのはどういうことなのかと思って、お聞きしたいんですけども。

○議長（服部公英君） 倉本次長。

○総務部次長（倉本康成君） 総務部次長の倉本です。香芝・広陵区分にありましては、一般備品としてテレビや冷蔵庫等の購入がありませんでしたので計上されておられません。

以上です。

○議長（服部公英君） 福岡議員。

○24番（福岡憲宏君） いわゆる一般備品というのはテレビや冷蔵庫のことを一般備品

と指していて、じゃ、他のところはほぼほぼテレビや冷蔵庫を買ってはると、そういうことなんですか。

○議長（服部公英君） 総務部、倉本次長。

○総務部次長（倉本康成君） その他に椅子や机等も含まれます。

以上です。

○議長（服部公英君） 福岡議員。

○24番（福岡憲宏君） 香芝・広陵に関しては、この1年間、一般備品というものを全く購入しないで回る状況であったと、そういうことでよろしいんですね。

○議長（服部公英君） 倉本次長。

○総務部次長（倉本康成君） おっしゃるとおりです。そのとおりです。

○議長（服部公英君） 他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（服部公英君） 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（服部公英君） これをもって討論を終わります。

これより、認第1号から認第13号までの13認定案について、一括採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（服部公英君） 異議がないようでございますので、この13認定案について、一括採決することにいたします。

これより、一括採決に入ります。

認第1号、平成30年度奈良県広域消防組合一般会計歳入歳出決算認定から、認第13号、平成30年度奈良県広域消防組合野迫川消防事業特別会計歳入歳出決算認定までの13認定案については、原案どおり認定することに決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（服部公英君） 異議がないようでございますので、認第1号から認第13号までの13認定案を原案どおり認定することに決しました。

日程第19 議第36号 令和元年度奈良県広域消防組合中吉野消防事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（服部公英君） 日程第19、議第36号、令和元年度奈良県広域消防組合中吉野消防事業特別会計補正予算（第1号）について、説明を求めます。

北岡副管理者。

○副管理者（北岡 篤君） 議第36号、令和元年度奈良県広域消防組合中吉野消防事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

議案の1ページをご覧ください。

第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ286万円を増額し、予算の総

額を8億8,384万3,000円とするものでございます。

おめくりいただきまして、3ページの歳出につきまして、現在の大淀消防署庁舎が耐震基準を満たしておらず、災害対応の拠点施設としての役割を果たす必要があること、また、勤務する職員の安全のため、令和2年度に同敷地内に仮設庁舎の建設を予定しております。そのため、仮設庁舎の建設設計業務委託料として286万円を増額するものでございます。

2ページの歳入につきましては、繰越金830万5,000円を増額し、差額分544万5,000円を基金繰入金から減額することで収支の均衡を図るものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（服部公英君） ただいまの説明について、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（服部公英君） 質疑がないようでございますので、質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（服部公英君） これをもって討論を終わります。

これより、採決に入ります。

議第36号、令和元年度奈良県広域消防組合中吉野消防事業特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり可決することに決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（服部公英君） 異議がないようでございますので、議第36号は原案どおり決しました。

日程第20 議第37号 財産の取得について

○議長（服部公英君） 日程第20、議案第37号、財産の取得について、説明を求めます。

北岡副管理者。

○副管理者（北岡 篤君） 議第37号、財産の取得についてご説明申し上げます。

議案の5ページをご覧ください。

高規格救急自動車6台の購入につきまして、契約金額1億6,257万7,800円にて、奈良日産自動車株式会社奈良店法人営業課と契約締結し、財産取得について議会の議決を求めるものでございます。

この案件につきましては、ご承知のとおり、7月30日の議会臨時会において既に皆様方に議決いただいたものですが、議案書に記載の契約金額に誤りがあったものでございます。今回の事態を重く受けとめ、今後このようなことが生じないよう、厳重かつ適正な事務の執行を徹底するよう注意喚起を行ったところであります。

議会議員の皆様には多大なご迷惑をおかけいたしました。心からお詫び申し上げますとともに、今回改めて上程させていただくものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（服部公英君） ただいまの説明について、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（服部公英君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（服部公英君） これをもって討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

議第３７号、財産の取得について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（服部公英君） ご異議なしと認めます。よって、議第３７号は原案どおり決しました。

日程第２１ 諮第１号 退職手当支給制限処分に対する審査請求の裁決について

○議長（服部公英君） 日程第２１、諮第１号、退職手当支給制限処分に対する審査請求の裁決について、説明を求めます。

北岡副管理者。

○副管理者（北岡 篤君） 諮第１号、退職手当支給制限処分に対する審査請求の裁決についてご説明申し上げます。

議案の７ページをご覧ください。

行政不服審査法の規定によりまして、審査請求に関し、管理者が裁決することについて、地方自治法第２０６条の規定により議会に諮問するものでございます。

審査請求人である元職員が、消防長が平成３０年９月２７日付にて行った退職手当等の全額を支給しないこととする処分を取り消す旨の裁決を求めるものであります。

管理者の裁決につきましては８ページの裁決書（案）をご覧くださいと思います。

主文としまして、本件審査請求を棄却するものであります。

事案の概要としましては、主なものとして、飲酒運転を行った他、別の日にはコンビニの駐車場で車検切れ車両にて物損事故を発生させ、また警察にも報告をしていなかったものでございます。

飲酒運転及び物損事故について、いずれも上司への報告を行っておらず、その理由は本人の処分逃れのためでありました。これら複数の事案を勘案し、懲戒免職処分及び退職手当支給制限処分を発令したものです。

また、元職員からの審査請求に対し、審理員として弁護士資格を有する非常勤職員を指名し、審理事務を進め、双方から意見聴取を行うなどし、審理員から意見提出があったところでございます。

審理員の意見としては、本件処分は正当であり、審査請求に理由がないことから棄却するべきとされていることから、裁決書（案）につきましても同様の判断としたものであります。

議員の皆様方には、退職手当支給制限処分に対する審査請求に対しご意見を答申くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（服部公英君） ただいまの説明について、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（服部公英君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(服部公英君) これをもって討論を終結いたします。

それでは、本件の諮問について、議会として答申内容を整理したいと思います。その間、暫時休憩します。

午後 3 時 5 9 分 休憩

午後 3 時 5 9 分 再開

○議長(服部公英君) 休憩を閉じて会議を再開いたします。

ただいまから意見書を配付します。

(意見書配付)

○議長(服部公英君) お手元に配付しました意見書を朗読いたします。

議会の意見。

審査請求人が請求した退職金支給制限処分の取り消しを求める審査請求の案件については、添付の裁決書(案)に意見ない旨を答申する。

お諮りします。

本件は、お手元に配付した意見のとおり答申したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(服部公英君) ご異議なしと認めます。よって諮第 1 号は、お手元に配りました意見のとおり答申することに決しました。

管理者閉会挨拶

○議長(服部公英君) 以上で、本定例会に提出されました議案を全て終了いたしました。

令和元年奈良県広域消防組合議会第 2 回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、終始熱心にご審議を賜るとともに、議会運営に協力を賜りましたことに厚く御礼を申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

ここで副管理者からご挨拶の申し入れがありましたので、これを許可します。

北岡副管理者。

○副管理者(北岡 篤君) 閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会におきましては、長時間にわたりまして、重要な議案を提案いたしましたところ、議員の皆様方には慎重なるご審議を賜りまして、本日ここに全議案が滞りなく議了いたしましたことに厚く御礼申し上げる次第でございます。

さて、今年、日本列島では大型台風の上陸による災害に見舞われる事案が多く発生しました。9 月には台風 15 号により千葉県を中心に被害をもたらし、また 10 月には台風 19 号により関東地方や甲信地方、東北地方などで記録的な大雨となり、河川の決壊等で多数の死傷者を出すなど、さらに甚大な被害をもたらしました。いつ私たちのところで同様の災害が発生してもおかしくございません。

そのため、日頃の消防活動から教訓をくみ取り、被害が最小限となるように取り組むことが大切であり、災害対応力を高めていくことが重要であります。住民の安心・安全の確保ための取り組みについて、皆様方と一体となって進めていかなければならないと思います。

また、22日付で女性5名を含む51名の優秀な初任科生が消防学校を卒業いたしました。新しい若い力を管内各消防署に配属する予定でございます。

今後も、当組合の消防力の強化を図るために組織力の強化と職員の指導育成に全力を尽くし、なお一層、各部門の充実強化に努めていく所存であります。皆様方には、今後ますます本組合に対しましてお力添えとご協力を切にお願い申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（服部公英君） これをもちまして、令和元年奈良県広域消防組合議会第2回定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後4時04分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 服 部 公 英

署 名 議 員 盛 岡 英 成

署 名 議 員 東 川 裕